

計画期間
令和4年度～令和12年度

大阪府 酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和4年3月

大阪府

目 次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標
 - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
 - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標
 - 1 酪農経営方式
 - 2 肉用牛経営方式
- IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項
 - 1 乳牛
 - 2 肉用牛
- V 国産飼料基盤の強化に関する事項
- VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項
 - 1 集送乳の合理化
 - 2 乳業の合理化等
 - 3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化
- VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項
 - 1 畜産クラスター事業による地域連携の取組
 - 2 研究機関との連携

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1. 大阪府の酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の情勢

大阪府の畜産業は大消費地を背景とし、都市近郊の有利性を生かした典型的な都市畜産として発展してきた。本府の農業産出額**332億**円のうち畜産は**20億**円（**6.0%**）を占め、そのうち酪農及び肉用牛生産で**15億**円（**4.5%**）を占めている。

しかしながら、国内の酪農及び肉用牛生産が農業産出額に占める割合の約**18%**と比較すると大きく下回っており、本府経済におけるウエイトは決して大きくはないが、全農家**7800**戸中、酪農・肉用牛農家の占める割合が**0.4%**であることを考慮すると、本府における畜産の農業生産は比較的高い水準であると言える。

近年、本府の畜産業は、平成**30**年度、府内における酪農家戸数は**26**戸、飼養頭数は**1,240**頭であり、**10**年前と比較し戸数・頭数ともに半数近くに減少している。肉用牛飼養農家については、**6**割程度の減少になっている。これは、世界的な穀物価格の高騰や都市化の進展により、営農環境が整わなくなったことに加え、担い手の高齢化及び後継者不足等から離農する農家が増加していることに起因する。さらには機械・施設への投資負担増や環境問題等の課題も加わり、本府の畜産農家は益々厳しい状況に直面している。また、国際的な問題に目を向けると、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（**TPP11**協定）等にみられるように、日々、世界の情勢は変化しており、畜産においても、迅速な対応が求められるところである。

このように、日本の畜産を取り巻く状況が厳しさを増す中で、酪農及び肉用牛生産の安定的発展を図るため、令和**2**年**3**月、農林水産省が「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を策定し、本府はこれに則して、『大阪府酪農・肉用牛生産近代化計画』を策定し、本府の畜産業の振興に取り組むところである。

なお、本計画は、**2015**年**9**月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : **SDGs**）」の観点も踏まえ、推進していく。

2. 生産基盤強化のための取組

(1) 担い手の育成と労働負担の軽減に向けた対応

府内の乳用牛・肉用牛ともに飼養戸数が年々減少していることから、廃業の食い止めと新規就農を促進することが重要であるとする。府内の酪農経営体においては、高齢化や労働者不足により、労働負担が増加し廃業する農家も見られる。労働負担を減らす一助として、ICTの活用を進め、施設・設備の整備を検討し、また、酪農ヘルパーなどの外部支援組織の育成を図り、生産性向上に努める。

新規就農の促進については、離農により使用されなくなった空き牛舎等の既存施設を利用することにより、畜産団体等との連携・協力の下、受入体制を整備し、担い手・就農者の確保を図る。

また、新たな担い手・就農者には、知識や技術の習得等も必要となることから、農業高校及び農業大学校と生産者等と連携し、新規就農者等を育成するインターンシップ制度を構築するなど、生産者も含めた各関係機関が協力し、体制作りを行う必要がある。

(2) 乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応

飼養戸数の減少に伴う頭数減少対策が必要であるが、乳用牛・肉用牛ともに、畜産クラスター事業を活用することとした。乳用牛については特に、酪農団地を中心とした地域において、生産基盤強化を推進し、飼養規模拡大や新規参入により増頭を図る。

また、性判別精液を利用して優良な乳用後継牛の生産に取り組み、子牛を府内施設で育成し、他の酪農家への供給も視野に入れ、府内乳用牛の増頭と併せて生産性の向上を図る。

肉用牛については、酪農経営体において和牛受精卵移植に取り組み、府内肥育農家への供給体制の構築を目指し、府内肉用牛の増頭を図る。

放牧は労働負担の軽減につながるほか、野生動物による農作物被害の防止、景観保護にも役立つことから、伐採跡地を整備・整地した放牧地にシバを定植して肉用繁殖雌牛の放牧を開始した本府での事例を紹介し、地域への理解を深めるとともに、他の生産者にも、参考となるよう情報提供に努める。

(3) 畜産環境対策

令和2年4月に策定された国の「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」に基づき、令和12年度を目標とする「大阪府家畜排せつ物の利用促進計画」を見直し策定する。「大阪府畜産環境保全指導方針」に基づき、府内関係機関、市町村、研究機関、関係団体等が連携し、畜産施設に起因する臭気や水質等の環境問題解決に向けて対応する。

家畜排せつ物が発生する畜産農家と堆肥を利用したい耕種農家間とのマッチングを実施し、堆肥の利用を進め資源循環型畜産を推進していく。

(4) 国産飼料生産基盤の強化

本府は土地面積も狭く、国産粗飼料増産を推進していくことは困難である。しかしながら、都市部で大消費地を有し、食品産業が集積している特徴を活かし、食品事業者等から排出される食品残さを有効活用したエコフィードの利用を拡大し、現在、「大阪ウメビーフ」に代表されるブランドに加え、新たな地域ブランドの作成に取り組んでいく。

これにより地域における畜産物の発掘及びブランド化を目指し、新たな食品製造残渣等の未利用資源について関係機関・生産者等と協力・連携し、利用の可能性を検討した上で、環境にやさしい低コスト飼料の持続的な開発を目指す。

粗飼料については、国産稲わらの給与を推進し、飼料自給率の向上を図る。

3. 持続的な発展のための対応

(1) 災害に強い畜産経営の確立

近年、地震や台風等の災害が頻発しており、これらの災害への備えは酪農・肉用牛生産の持続的な発展にとっても重要である。非常用電源の整備や飼料の備蓄、家畜共済や保険への加入等といった災害への備えは畜産経営者の責務であり、設備整備を進めるとともに関係団体等との連絡体制の構築を図る。

また、災害発生時においては、速やかに被災状況等の情報収集を行い、被災農家の早期の経営再開を支援する。

(2) 家畜衛生対策の充実・強化

口蹄疫等の家畜伝染病が近隣諸国で発生している中、生産性を高め、安全・安心な畜産物を府民へ供給するため、生産現場における衛生管理の重要性が増している。

本府では、家畜伝染病予防法に基づき、飼養衛生管理の徹底により疾病の発生及びまん延防止を図ることを目的として、令和3年4月に飼養衛生管理指導等計画を策定した。本計画に沿って各種疾病のサーベイランス、「家畜保健衛生所情報」による情報提供並びに注意喚起、現地指導及び講習会等を実施し、生産者の衛生管理意識や技術の向上を図る。

また、生産者、市町村、関係団体等と連携して防疫体制を構築しており、防疫演習等を通じて口蹄疫等の万一の発生に備えた危機管理体制を強化していく。

また、アニマルウェルフェアについても、畜種ごとに定められた飼養管理指針の周知・普及等により理解醸成を図り、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理水準の向上を目指す。

(3) 安全な畜産物を通じた消費者の信頼確保

畜産物の安全性確保として、飼料・動物用医薬品の適正使用について、生産者や診療獣医師に周知・指導を行い、安全・安心な畜産物を消費者に提供する。

また、畜産物に対する風評被害対策のため、常日頃から府民等に対して家畜伝染病等の正確な情報をHP等を通じて提供することに努める。

さらに、本府では府域で栽培・生産される農林水産物と、それらを原材料として使用された加工品を「大阪産（もん）」として地産地消を推進しているところである。府内畜産物の更なる需要拡大を図るとともに生産現場や畜産物への理解を促すため、PRツール等を用いて消費者に向けて情報発信していく。

4. 畜産クラスターの取組み等による畜産と地域の活性化

地域における畜産の生産基盤を強化し、地域ぐるみで酪農及び肉用牛の収益性を向上させるため、畜産農家と行政、関係団体、メーカー、研究機関等の関係者が結集・連携し、畜産クラスターの取組みを推進する。

畜産クラスターでの取組みにおいては、地域全体の畜産業の収益性の向上を目指すほか、関連産業の発展を通じた地域の雇用、就農機会の創出、動物と接する体験・学習の場の提供などによる地域全体のにぎわいの創出を目指す。

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（平成30年度）					目標（令和12年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
大阪府	府内全域	頭 1,240	頭 1,090	頭 1,060	kg 8,817	t 9,346	頭 1,190	頭 1,060	頭 1,030	kg 8,932	t 9,200

- (注) 1. 必要に応じて、自然的経済的条件に応じた区域区分を行い、市町村をもって区域の範囲を表示すること。
また、以下の諸表における区域区分もこれと同じ範囲によること。
2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
3. 「目標」欄には、計画期間の令和12年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成30年度の数量を記入すること。以下、諸表について同じ。
4. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（平成30年度）								目標（令和12年度）							
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等			肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
大阪府	府内全域	頭 650	頭 30	頭 380	頭 20	頭 430	頭 30	頭 190	頭 220	頭 720	頭 30	頭 430	頭 20	頭 480	頭 30	頭 210	頭 240

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式
単一経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要					生産性指標														備考			
	経営形態	飼養形態				牛		飼料							人								
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営				
円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	kg	産次	kg	ha		%	%	割									
現状の規模を維持しつつ、つなぎ飼いでエコフィードの活用等により収益向上を図る家族経営	家族	40	つなぎ・パイプライン	酪農ヘルパー・育成預託	分離給与	-	8,932	4	-	-	-	乾草	0	42	0	91	65	1,800	4,145	3,245	900	744	大阪府
省力化搾乳機械を導入しつつつなぎ飼いで可能な範囲での規模拡大を図る家族経営	家族	70	つなぎ・パイプライン・搾乳ユニット自動搬送装置	酪農ヘルパー・育成預託	分離給与	-	8,932	4	-	-	-	乾草	0	42	0	88	46	1,800	6,977	5,504	1,473	921	大阪府
省力化搾乳機械を導入しつつつなぎ飼いで可能な範囲での規模拡大を図る家族経営	家族	100	つなぎ・パイプライン・搾乳ユニット自動搬送装置	酪農ヘルパー・育成預託	分離給与	-	8,932	4	-	-	-	乾草	0	42	0	93	45	1,800	10,309	8,309	1,999	1,000	大阪府

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。
 2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
 3. (注) 1、2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

府内には指標となる取組がない。

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区域名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②／①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③／②
					③総数	④うち成牛頭数	
大阪府	現在（平成30年度）	戸 23,983	戸 26 ()	% 0.1	頭 1,240	頭 1,090	頭 48
	目標（令和12年度）		23		1,190	1,060	52

(注) 「飼養農家戸数」欄の（ ）には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

- 本府における畜産を取り巻く近年の厳しい状況の中、飼養農家戸数の減少は避けることはできないため、ICTの活用を進め、施設設備の整備を推進し、農家1戸当たりの平均飼養頭数を増加することにより、生産性の向上を図る。
- 生乳生産量の増加に向けて、計画的に優良な乳用後継牛を確保するため、性判別技術を活用する。さらに、府内育成場を利用した子牛の育成を実施することにより、優良な乳用後継牛を育成する。また、受精卵移植技術を利用した和子牛生産を進め、農家収入の向上も図る。
- 酪農団地の活性化として、畜産クラスター事業を活用し、省力化機械の導入に取り組み、作業の効率化等を進め、増頭を図るとともに、離農による空き牛舎を利用した新規就農者の受け入れを推進する。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

	区域名		① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数							
						総数	肉専用種				乳用種等		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
肉専用 種繁殖 経営	現在	戸	戸	%	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	
肉専用 種肥育 経営	現在（平成 30年度）	23,983	8	0.03	500	430	30	380	20	70	30	40	
	目標（令和 12年度）		7		550	480	30 ()	430 ()	20	70	30	40	
乳用 種・交 雑種肥 育経営	現在（平成 30年度）	23,983	1	0.004	150					150	0	150	
	目標（令和 12年度）		1		170					170	0	170	

(注) () 内には、一貫経営に係る分（肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営）について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

- ・酪農経営において、受精卵移植技術を利用した和子牛生産の拡大を図り、肉専用種肥育牛の頭数減少を緩和する。
- ・畜産クラスター事業を活用し、ICT等の省力化を目指した機械の導入や施設・整備を進め、生産性向上を図る。

V 国産飼料基盤の強化に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在（平成30年度）	目標（令和12年度）
飼料自給率	乳用牛	0.00%	0.00%
	肉用牛	2.89%	3.93%
飼料作物の作付延べ面積		8 ha	8ha

2 具体的措置

・本府は、都市部であり食品産業が多く存在していることから、食品事業者等から排出される食品製造残渣等を有効活用したエコフィードの利用を推進し、飼料自給率の向上に努める。また、新たな食品製造残渣等の未利用資源について関係機関・生産者等と協力・連携し、利用の可能性を検討した上で、環境にやさしい低コスト飼料の開発を目指す。

・粗飼料については、関係機関との情報共有を進め、必要に応じて耕種農家と畜産農家とのマッチングを行っていく。

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

近畿地域の生乳は近畿生乳販売農業協同組合連合会の一元的な集荷体制により販売されており、本府の生乳は、全て、近畿生乳販売農業協同組合連合会の構成員である大阪畜産農業協同組合を通じて販売されている。

本府は道路交通網が整備され、生乳の集送乳は比較的容易であるとされていることから、今後も近畿生乳販売農業協同組合連合会を主体とする生乳流通合理化の取組に協力していく。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化

			工場数 (1日当たり 生乳処理量 2 t 以上)		1日当たり 生乳処理量 ①	1日当たり 生乳処理 能力 ②	稼働率 ①/②×100	備考
				合計	kg	kg	%	
大阪府	現在 (平成30年 度)	飲用牛乳を 主に製造 する工場	9工場 (6工場)	合計	307,362	385,931	79.6	
				1工場平均	34,151	42,881	79.6	
		乳製品を主に 製造する工場	1工場	合計	36,614	229,000	16.0	
				1工場平均	36,614	229,000	16.0	
	目標 (令和12年 度)	飲用牛乳を 主に製造 する工場	9工場 (6工場)	合計	310,000	385,931	80.3	
				1工場平均	34,391	42,881	80.2	
		乳製品を主に 製造する工場	1工場	合計	35,369	229,000	15.4	
				1工場平均	35,369	229,000	15.4	

(注) 1. 「1日当たり生乳処理量」欄には、年間生乳処理量を365日で除した数値を記入すること。

2. 「1日当たり生乳処理能力」欄には、飲用牛乳を主に製造する工場にあっては6時間、乳製品を主に製造する工場にあっては北海道は12時間、北海道以外は6時間それぞれ稼働した場合に処理できる生乳処理量 (kg) の合計を記入すること。

(2) 具体的措置

乳業再編等整備事業の活用等により、これまでから乳業工場の規模・立地の適正化が図られてきた結果、本府の乳業工場数は平成8年度に23工場であったものが現在は10工場に集約されており、合理化の目標は達成している。

今後は、乳業者をはじめとする酪乳業関係者の取組みを基本とし、国施策の活用により、牛乳・乳製品における品質の向上や安全・安心を求める消費者の要請に応えるべく、その実現に協力していく。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 肉用牛の流通合理化

ア 家畜市場の現状 : 府内には現在、開設されている家畜市場はなく、今後も開設の予定はない。

(2) 牛肉の流通の合理化

ア 食肉処理加工施設の現状

名称	設置者 (開設)	設置 (開設) 年月日	年間 稼働 日数	と畜能力 1日当たり		と畜実績 1日当たり		稼働率 ②/① %	部分肉処理 能力1日当たり		部分肉処理 実績 計		稼働率 ④/③ %
				①	うち牛	②	うち牛		③	うち牛	④	うち牛	
大阪市中央卸売市場 南港市場	大阪市	昭和59年3月29日	236	1,800	800	603	372	33.5	300	200	—	—	—
羽曳野市立 南食ミート センター	羽曳野市	平成6年2月21日	141	630	600	307	307	48.7	—	—	—	—	—
計	2ヶ所		377	2,430	1,400	910	679	37.4	300	200	—	—	—

(注) 1. 食肉処理施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

2. 頭数は、豚換算（牛1頭＝豚4頭）で記載すること。「うち牛」についても同じ。

イ 食肉処理加工施設の再編整備目標

大阪市中央卸売市場南港市場においては、平成27年度に南港市場将来戦略プランを策定し、令和4年度の新施設稼働を目指している。

ウ 肉用牛（肥育牛）の出荷先

区域名	区分	現在（平成30年度）						目標（令和12年度）					
		出荷頭数 ①	出荷先				②/①	出荷頭数 ①	出荷先				②/①
			府内			県外			府内			県外	
			食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他				食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他		
大阪府	肉専用種	頭 132	頭 67	頭 0	頭 0	頭 65	% 51	頭 147	頭 118	頭 0	頭 0	頭 29	% 80
	乳用種	141	133	0	0	8	94	138	130	0	0	8	94
	交雑種	36	15	0	0	21	42	40	32	0	0	8	80

エ 具体的措置

大阪市中央卸売市場南港市場においては、南港市場将来戦略プランに基づき、海外輸出認証を取得できる施設・設備水準を構築中。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

(1) 畜産クラスター事業による地域連携の取組

酪農団地を中心とした地域において、離農農家の空き牛舎を有効活用した新規就農、府内酪農家の集約とともに、既存農家においても飼養規模の拡大により飼養頭数の増大を図る。それに伴う家畜排せつ物増加に対し堆肥処理施設を整備し、良質な堆肥の生産及び耕種農家への流通を促進する。さらに、生産された生乳及び乳製品の地産地消を目指し、畜産業を中心とした地域の活性化を図る。

食品製造残渣や農場残渣等の未利用資源について、生産者、事業者をはじめ、畜産団体等の関係機関による協力・連携の下、エコフィードとしての利用の可能性を検討し、新たな地域ブランドの創生に努める。

(2) 研究機関との連携

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所の協力を得て、以下の取組みを行う。

- 1) 乳用子牛を用いた家畜改良事業を実施し、地域に適応した家畜の改良増殖を推進していく。
- 2) 育成期の適切な飼養管理による人への馴化等により、搾乳時のストレスに強い牛を育成し、安定した泌乳量の持続を図る。
- 3) 畜産環境保全のための技術指導により、肉用牛・酪農経営の増産・増頭対策を推進していく。